**平成３０年１０月　　真鶴町教育委員会定例会要旨　　会議録**

期　　　間：　　　　平成30年10月15日（月）　　　午後２時5分より

場　　　所：　　　　真鶴町民センター　第２会議室

出　席　者：　　　　牧岡努教育長、瀧本朝光委員（教育長職務代理者）、

草柳栄子委員、佐々木美穂委員、松野司委員

　　　　　　　　　　岩本幹彦教育課長、後藤由多加指導主事、大竹建治生涯学習係長、

　　　　　　　　　　奥村裕学校教育指導員、瀬戸太允主事

　　　　　　　　　　書記：小野真人学校教育係長、秋澤勝太主事

欠　席　者：　　　　なし

傍　聴　者：　　　　なし

議事

１　開会

教育長より、開会あいさつ

２　教育長の報告

1. 学校教育に係る部分について

・園・学校の様子に関すること

・児童生徒指導に関すること

・学校の安全に関すること

・その他

（２）生涯学習に係る部分について

・スポーツ・文化事業に関すること

・青少年育成に関すること

・文化施設に関すること

・その他

３　協議事項

　　　(１)　　　ICT教育推進に係る機器等整備計画について

指導主事：　　　　　昨年度の定例会にてICT教育の推進計画についてご提案をさせていただきご承認いただいたんですけど、その計画の中で今回資料として挙げました機器等の整備計画等については一覧表のところが空欄のところがございましたので、そこを埋める形で今回ご提案をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。今回、第1期から第５期というところですけど、前回の提案の中では特に年度を定めておりませんでしたが、１期ごとにその年度という形で織り込ませていただきました。第２期から平成31年度、第３期が平成32年度という形で進めてまいります。今回特に①のICT機器の整備についてですけど、まず小学校・中学校の担当者の先生方にお集まりいただいて、学校として整備をして欲しい機器は何なのかというところで色々ご意見を伺いました。また、ご協力いただいた方々にそれぞれ他地区ではこういう整備がされているとか、またこういうところがあると真鶴町では活用できるのではないかとか、ご意見を伺いながらこの計画を立てさせていただきました。今年度平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針というものが文部科学省の方から定められまして2020年度までにということで第３期ということで次のような整備方針が挙がっています。まず学習者用コンピューターがありますけど、それが３クラスに１クラス程度というところになっています。それが大体学校規模の３分の１というところになっていますけど、小学校で言いますと、今、児童数200名強ですのでそれに当てはめますと大体71～72台は学習用パソコンは揃えなくてはならないと。中学校につきましては120名ちょっとですので41～42台を揃えていくと。今現在パソコン教室の中にノートパソコンがそれぞれ小・中学校に40台ずつ入っているんですけど、それだけですと小学校の方この整備方針には満たない部分がありますので平成31年度、学習用コンピューターとしてタブレット40台を計画をしました。今あるノートパソコンと併せますと80台ということで、この方針に見合ったものになります。中学校については41～42ですので今あるノートパソコンでも十分台数的には対応可能なんですが、やはり小学校・中学校一貫教育をしておりまして、小学校で整備されていたものが同じような環境で中学校にも整備されていることが望ましいということで、中学校ついてもタブレットを40台というような形で計画をしております。また、国の方の整備計画の中で大型提示装置、プロジェクターとか電子黒板とか大型のモニターを普通教室と特別教室に常設をするというところが挙げられております。また学校の方の求める物としても、やはり各教室に大型のテレビモニターを設置して欲しいという意見が強くありましたので、小学校は10台、中学校は12台で普通教室とある程度の特別教室をカバーすることが出来るような台数となっております。またサイズですけども教室の後ろからでもしっかり見ることができる大きさで50型を考えて、提出しました。またここに書いてあります書画カメラというものがあるんですけど、手元をモニターで映しまして、それを大きな画面に見せる。子どもたちのノートをここに置くと大きなモニターに映るというような機械ですけど、これを小学校において各教室に常設するのがこの整備方針の中にあります。小学校については書画カメラではなく、それをタブレットでやりたいということでタブレットを台に挟んでタブレットのカメラ機能で映して大きなモニターにそれを反映していくというところで、タブレットステージというものを希望されましたので、それを入れました。中学校については整備方針の中にはうたってないんですけど先生方の要望としてそれが非常に活用が図られるものだということで書画カメラを入れさせていただきました。以上のようなところで平成31年度はこの様な整備を進めていきたいと考えております。それ以降につきましては真鶴の特色を活かしたICT教育というところで、児童・生徒１人に１台というところが可能であれば進めていきたいというところで第４期のところで入れさせていただきました。またテレビ会議システム・大型スクリーンというところで町内の学校だけに留まらず他地区の学校、地域、またそれぞれの機関と結びつきをICTを通して繋がりを持ていくというところで、この様なところが第５期で行われるのかなと。ただ、テレビ会議システムと大型スクリーンにつきましては繋がる相手にも同じ機器が整備されていないと活用できないというところがあるので、そこについては、まだ十分に相手方というのが定められていないところがありますので、今後、相手方の整備状況と合わせながらの整備になってくるのかなと。今ある状況の中でウェブカメラというものがありまして、クラスの半分程度はそこで映ってネットを通じて他地域と繋がるというような機材を揃えておりますので、その活用も詰めていきたいなというふうに考えております。②より下ですけど、それぞれの教育活動というところで詰めさせていただきました。これにつきましても国の方の整備方針の中に具体の教育活動というところがあげられておりましたので、それを基にここに埋めさせていただいたものでございます。私の方からは以上になります。

教育長：　　　　　　ではこれから協議に入ります。まず質問等がありましたらお願いします。いかがでしょうか。

委員：　　　　　　　今年度までの第１期の色々な成果であったり課題であったり、その辺のところを先生あるいは関係者の方に聞き取りをされたりして作られているというお話ですけど、ウェブカメラとか現状で他の地域との交流はどの程度やっていられるんですか。

指導主事：　　　　　まだ現時点では実用という形では行われておりません。実際、１回研修会ということで学校の先生方が高知県にいらっしゃる海士町の方とやり取りをしてみるという体験をしてみました。

教育長：　　　　　　よろしいですか。他にありませんか。ではここからはご意見を出していただきたいと思います。

委員：　　　　　　　整備計画は非常に段階的に最終的にタブレットを１人１台というふうなところは非常にありがたい。財政的な裏づけがこれからされると思います。ですけど、機械ものですので、どうしてもメンテナンスであるとか、あるいはどういう形で40台なり、１人１台となったとき、どういうルールの中で子ども達がそれを使っていくのか良くわからないんですけども、故障であるとかそういうメンテが必ず必要になってくる。あるいは責任の所在といいますか、使っていて壊しちゃった、落としちゃったとかそういうことが出てくると思うんですけど、その辺は、当面は台数を揃えるよというところでよろしいのかと思うんですけど、その辺のメンテナンス関係とか、そういうリスク面には。

指導主事：　　　　　今、一応パソコンの方も入っていますけど、保守管理については委託をして進めております。同じような形でこのタブレットについても保守管理の契約をして進めてまいりたいと思います。また、学校内での使い方のルールとか、色々な管理の仕方等については、また担当の先生方と一緒に練りあげながらルールを決めていきたいなと思っております。

委員：　　　　　　　まだこれからスタートする部分ですので何ともいえないような部分があると思いますが、若い先生方はわりとタブレットとかは使い勝手が良いんじゃないかなと思うんですが、年齢的に結構厳しい方も、あるいは若くてもいらっしゃるんじゃないかと思うんですけど、そういうタブレット等ICT活用の為の教員といいますか、指導者側の演習等についてはどのような。

指導主事：　　　　　今年度は開かなかったですけど昨年度は実施をいたしました。今年度は何故実施をしなかったというとICTの支援員というような形で先生方の活用をサポートする方を学校の方に年８回入れておりまして、教育実践のところで実際に使いながら、そこで相談をしてという形を進めておりますが、今後につきましてもICT支援員の継続と、必要に応じた研修会というものは計画してまいりたいと思っております。

委員：　　　　　　　現場にいた立場で言うと、物だけ来て後は学校でやって下さいよと言われたとき、非常に困るんですね。今、補助員の方が入るというお話があったんですけど、ただでさえ業務が煩雑化・多様化している中で新しいものが入ってくるとそれに対応することをしなくてはいけないわけですけど、やはりそれなりの手当てをしていただかないと「物を与えたからさあ使え」と言われても、なかなか難しい部分もあるんじゃないかなと思います。十数年前に電子黒板が入ったんですけど、うまく使えませんでした。そういうような状況がありましたので、やはりこれだけ整備する以上はそれなりの手当てをしてあげないと先生方も気の毒ですし、子ども達に還元されないと思います。ICT可視化とか興味付けとかいうところでは、非常に有効的な手段だと思うんですけど、より一層の教育効果が上がるような手立てを考えていかないと費用対効果といいますかそういうところが厳しくなっていくと思います。

課長：　　　　　　　この計画自体が今教育委員会が関係あるということで、内部的に作成しているしだいなんですけど、やはり財政当局とも、まだ予算査定が始まる前なんですけど相談を行った中でランニングコストの問題、それからこちらを購入した後の効果的な使用について、ここでも問われているところでして、今まさしく委員からご指摘があったことについて私も課題と思っております。継続的には現在海士町のふるさと魅力化財団と契約して支援・派遣等もやっているんですけど、これも継続的にやっていかないことには無理だろうと考えております。そのようなことも諸々含めて検討していきたいというふうに考えています。

　　　　　　　　　　支援員についても今後継続的にやっていかないと、先ほど言ったように、不得手な先生方がいらっしゃいますし、有効に使わないことには宝の持ち腐れとなってしまいますので、使えるような体制作りは当然、物の整理と共に人の教育というものはやっていかないと、というふうに考えております。

教育長：　　　　　　特にこのICTの整備①の表には無いんですけどICT支援というのも継続的な活用をしていくということでよろしいですね。他にいかがでしょうか。

委員：　　　　　　　支援員の他にサポートしてくださるようなスクールサポーターのような方を呼びかけていただけたら良いと思いますけど、そういったことに詳しい仕事をしていた方とか、扱っている仕事をしている方とか、保護者とか。

課長：　　　　　　　確かにそういった地域の人材の活用というのは検討していきたいと思いますけど、財政的な問題等もありますので、ご意見いただいたものを研究課題とさせていただきます。

教育長：　　　　　　教育指導員がされているスクールサポーターで、ICT関係のことなら出来ますよという方は登録されているんですか。

教育指導員：　　　　現在のところいらっしゃいません。

教育長：　　　　　　他にいかがでしょうか。

委員：　　　　　　　ICT支援員は今も派遣されているわけですよね。その派遣されている現状としての成果であるとか、現状としての課題とかはどういうところがあるんですか。

指導主事：　　　　　まだ始まったばかりですので成果というのはなかなか見つけづらいところはあるんですけど、中学校の方では学習活動発表会に向けて生徒がパソコンを使って選択をする場面があったんですけど、そこで補助に入っていただいて子ども達にその使用方法についてサポートをしてもらったような話を聞いております。課題としましてはやはり来てほしい時期というのが学校によって月に１回とかではなくて、この月に集中してとかいうのがやはりあるというところで、その辺りを臨機応変に派遣を依頼していくというところが課題だと感じています。

委員：　　　　　　　恐らく何処の学校でやってもそういう形で出るのかなという、時間帯であるとか、時期であるとか、今の段階でこの課題なり成果として蓄積していって、それを何年か後に真鶴としてはこういう時期に、こういう時間帯に支援員が職員に、あるいは児童・生徒にというような形でやっていかれると、よりICT支援員の活用が有効にできるのかなという、そのための資料集めを今していくべきなのかなというのが１つ思いました。それから数年後に全児童・生徒にタブレットがいくといったときに、想像すると学校でやっていると家庭でもやりたくなりますよね。そうすると、家庭で持てる子どもと持てない子どもが出てくると思うんですね。それでそのタブレットは全員に１台ずつあるわけだから、それを家庭に持ち帰ることは可能になっていくのかどうか。また、そういうことをするような事業であるとか、そういうものはこれから組まれていくのか、という辺りもこれから是非検討していってもらって、せっかく全員が持っているので、それを１日中活用というのは変ですけど、学校だけじゃなくて、子どもが必要で活用したいというときに使えるような、そういうシステムにしていけると良いかなと思うんですが、是非、検討していって欲しいと思います。

委員：　　　　　　　1人１台の時代の先進的なところで千葉大付属がやっていますので、千葉大の付属がやって色々な研究成果が出ていますので、そんなのを参考にしたら良いかなと思います。千葉大付属の小・中で去年か一昨年くらいからやっています。

教育長：　　　　　　他にいかがでしょうか。では、案の①の部分について先ほど出ましたICT支援員の継続的な活用、有効活用、更にはタブレットを使う際の有効的な活用の研究。千葉大学等を参考にしてというような意見も十分に今後検討していくというようなことで、この案について賛成・反対を取りたいと思います。では、この計画についてお認めいただける方は挙手をお願いします。

全委員：　　　　　　(全員挙手)

教育長：　　　　　　全員賛成です。では、先ほどまとめた２つのことを補足的に付けながら、この計画について今後、教育委員会としての計画として当初予算に反映させる等お願いしていきたいと思います。案の字を消して下さい。。

　　　　　(２)　　　中学校弁当に係る負担軽減策について

主事：　　　　　　　中学校弁当に係る負担軽減策についてということで、２案について協議をお願いします。

　　　　　　　　　　1つ目です。購買制の実施について。内容としましては中学校でパンの販売を行います。1個130円程度のものになります。平日の月曜日から金曜日、毎日実施します。実施先としてパン工房グウテなのですが、根府川にあります社会福祉法人宝安寺さんのほうあん第一しおん事業所内にございます。障害のある方の作業所になります。そこで作ったパンを中学校まで運んでいただくというものです。実施方法についてです。惣菜パンを２個、３個、４個で一袋のセットで注文をいたします。メニューは日替を検討させていただきます。注文から受け取りまでの流れです。生徒が事前に配付した注文用紙に記入し当日封筒にお金を入れて朝７時半から８時15分までに用務員室に持ってきてもらいます。その後用務員さんが注文数とお金を確認しFAXにて注文します。パンが11時ごろから12時ごろまでに来ますので、それを空き教室にて保管をいたします。昼食時に生徒が取りに来て用務員さんがパンを渡すと同時に注文書と封筒を返すというような流れで考えております。実施時期なんですが、平成30年度の３学期から実施予定です。予算についてです。配送手数料は１回運ぶごとに700円かかります。ただし30個以上または販売数が無いときは手数料はかかりません。その他として消耗品がございまして鍵つきの金庫、領収印、封筒、氏名ゴム印に合うラベルシール等が必要と思われます。実施の課題としまして栄養面が十分ではない。パンのみになりますので、そこまで栄養面のところまで考えられている物ではございません。後はパン以外の惣菜や弁当の実施の検討をしなくてはいけないのですが、町内・町外の業者がなかなか受けてくれるところがないというところが課題になっております。

　　　　　　　　　　大きな項目の２番になります。今後、中学校と検討する登校途中におけるコンビニ弁当の購入実施の可否についてということになります。実施の内容なのですが、生徒が登校途中コンビニに寄って弁当を購入するということです。実施時期は同じで平成30年度３学期の開始を検討しております。課題としては、お金の貸し借りとかジュース等を買ってくることによって風紀の乱れに繋がる恐れがあるというところが課題です。説明は以上になります。

教育長：　　　　　　では、負担軽減策について1番と２番に分けて検討したいと思います。まず、１番の購買制の実施についてご質問等がありましたらお願いします。

委員：　　　　　　　２点お願いします。アレルギーのある生徒への対応というのはどういうふうにされているのかなということと、用務員さんがすべてやるとなると多分１時間強という仕事時間が増えるのかなと、それについての対応はどういうふうにされているのかお願いします。

主事：　　　　　　　アレルギーの対応については今回しておりません。なので、アレルギーがあるという子は対象にならないのかなというところです。

係長：　　　　　　　用務員については、現状、1日の流れの中で決まった業務を行うということがありますけど、その業務というのは、この時間にこれを必ずしなくてはいけない業務ではありませんので、購買制について優先していただき、通常、今普段やっていただいてる業務は、後に行うとか臨機応変に時間を変えてやっていただくということで、事前に雇用しています用務員さん２人に、ヒヤリングのようなものを行いまして、１日の中でのやりくりなので可能ですという答えはいただいています。ただ、季節によっては落ち葉の清掃がすごく忙しい時期とかそういうこともあるので、実際やってみなくては分からないというお話もいただきました。今回、やろうとしていることは試行ということでやらせていただこうと思っていますので、その試行の中で検討させていただければと思っています。

教育長：　　　　　　よろしいですか。他にいかがですか。

委員：　　　　　　　惣菜パンを２個、３個、４個一袋セットで注文するとあるんですけど、こちらはグウテさんの方で指定されたセットがあって、それを子ども達が選んで注文するということですか。それとも何種類もあってその中から例えば、このパンとこのパンを２個のセットするよとか、そういった意味あいのセットなのかお伺いしたいです。

主事：　　　　　　　こちらでメニューを予め検討して、メニューが惣菜パンが10種類、菓子パンが13種類あるのでその中からの組み合わせで、なるべく用務員さんに負担の無いようにしようと考えています。

委員：　　　　　　　セットの状態で注文をするという形ですね。

主事：　　　　　　　そうです。

委員：　　　　　　　わかりました。１個では注文は出来ないということですか。

主事：　　　　　　　１個の注文は考えていません。

委員：　　　　　　　分りました。

教育長：　　　　　　よろしいですか。他にいかがですか。

委員：　　　　　　　中学校の現場職員や先生方はどのようなお考えですか。子どもがお金を持ってきてパンを買うという、食事の軽減というのは分かるんですけど、お金を持ってくる。まあ、何を言いたいかと言うと、不用なお金は持ってくるなよという指導を、きっと中学校はしていると思いますが、お金を持ってくる。お釣りが発生したり金銭に関わるトラブルが起こってくるのかなということが懸念されます。そういうことは無いよというならそれはそれでこしたことは無いんですけど、お金にまつわるトラブルが起こりうると思いますが、その辺については学校が当然対策を考えているんでしょうか。

主事：　　　　　　　貴重品に関しては、今も携帯電話とかを持ってきている生徒がいるんですけど、その辺は、保護者の申請のもとで朝担任の先生が回収をして職員室に保管ということになっています。

係長：　　　　　　　補足として、このパンの注文については、お釣りが出ないようにぴったりの金額で用意していただくと。余分なお金は出ないように、実際、こちらでもお釣りというのは公金の中で用意が難しいので封筒の中にはぴったりの金額で、時間も受け取り時間が朝７時半から８時15分でちょっと長めに取っているのは、朝練をやっている子と朝練が無いお子さんもいるので、まず学校にきたら朝練がある子は朝練の前に注文する。それ以外の方は８時15分程度にその辺りで注文していただくということで、なるべく余分なお金を持たないように配慮したいと思っています。

教育長：　　　　　　よろしいですか。他にいかがですか。これは確認なんですけど、先ほど試行という話が出ましたが、まず試行的に行ってみて、また課題等があったら改善をしていくという考えでよろしいですか。

主事：　　　　　　　一応、試行なので、３月頃には何らかの形でアンケート等を取ります。先ほどもありましたが、その中で1個程度の注文をしたいよと言う声があれば、対応していきたいと考えております。

教育長：　　　　　　３月頃にはアンケートを取って改善策を取っていくということですね。分りました。購買制について他にご意見、ご質問はいかがでしょうか。では、最終的にお聞きするのは後にして、次に２つ目のコンビニ弁当の購入ということですが、実施の内容、実施の時期、実施の課題ということもありますが、この辺についてご意見、ご質問を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

委員：　　　　　　　これは一緒の時期にやらないほうがいいんじゃないかと思うんですけど。何故かというと、先にパンをやってみて、それで何か問題があったらアンケート等を取られるわけですよね。そのとき委員会としては他のやり方もありますよという第２段階という形にしたほうが、一緒になってしまうと、子ども達にしてみると、自分の食べたいものを買える状況が範囲が広まるから、結局パンのほうの軽減策になるかどうかが不安になると思うところがあるので、できたら１個ずつ狭めていくんじゃないけれど、そのほうが保護者としてはやりやすいと思います。

課長：　　　　　　　事務局の中でも検討しました。これを同時期にやるか、ずらしてやって例えばパンを先にやる。コンビニは後でやる。そうしたらパンが売れなくなるとか。おそらくコンビニの方が認められれば子ども達は好きな物が食べられるのでコンビニに行くんだろうなと考えました。だから、今回は試行で行っていただくということで、両方同時進行でやって、これはどっちにしなさいという強制的なものではないので、それぞれ各家庭がどちらを選ぶかということによって、パンが圧倒的に少なければ、パン業者の方に採算が合わないものを継続してやってくれとは言えませんので、そういったことを含めて同時進行でやるというふうに考えました。

委員：　　　　　　　分かりました。

教育長：　　　　　　２番については、今後中学校と検討していくと言うことなんですよね。ですから、中学校の意見も踏まえて最終的に決めていくということなんです。ここではとりあえず、今後中学校の方に投げかけるけれども、この場としてコンビニ弁当の購入というのを進めるかどうかというのを教育委員さんの意見を伺いたいと思います。それを持って学校と調整に当たると。今日は最終的に２番については決定をせずにいこうと思いますので、今時期をずらすというのがありましたけれど、まず１つ目の論点として、これを実施したほうが良いのかどうかということ。それで実施をする場合には時期をどうするかと、この２つの順番で話していきたいと思いますので、いかがでしょうか。

委員：　　　　　　　お金の管理、子どもがお金を管理するという面から考えていくと、コンビニ弁当の購入は、僕は実施しないほうが良いと思います。１つはパンの販売によって、最初に狙っていた弁当に関わる負担軽減策というのは１つクリアするわけです。そのパンの購入については、親が管理をして封筒の中にお金を入れる。それを子どもが持ってきて、朝、用務員さんに渡すというお金の流れがはっきりするんですけど、コンビニ弁当の場合はもうフリーハンドですよね。誰が何を買ってくるか、どんな物を買ってくるか分からないわけですから、金額から何からフリーハンドで当然お釣りも出るでしょうし、余分な物もという可能性があるとなると、あえてそれを平行でやる必要があるのかどうか。まして先ほどからお金の管理について心配な面があると言われているわけですから、ここにも風紀の乱れにつながる恐れがあると書いてあるというところまで心配されているんだとしたら、あえてそれは実施しないで、パン１本でその負担軽減策を進めていくというふうにした方が私は良いと思います。

委員：　　　　　　　私もワンコインではすまないと思うので、ちょうどのお金が無いとパンは頼まなくて、じゃあ、500円、500円が無いから1,000円という形で余計なお金を持ってきてしまう。気軽にコンビニに立ち寄ることが当たり前になってしまうと、その残ったお金で帰りにもまた寄ってしまうというようなことになってしまうと思います。町内コンビニが２つしか無いので、立ち寄る所は分りますけど、それがだんだんと日常になっていくんではないかという心配はあります。

委員：　　　　　　　現況は買っても持っていくというのは認められていないのですか。現況の中ではコンビニないしお店でパンを買ったりおにぎりを買ったりして行くということは中学校は認めていないのですか。

課長：　　　　　　　現状そうなんですが、実態として聞くとコンビニで買ってきたものをお弁当箱に移し変えて持ってくると、そういったことはあります。

教育長：　　　　　　そのコンビニで買ってきたものをお弁当箱に移し変えるというのは、家からコンビニに買いに行って、また戻って、それでお弁当箱に移し変えて、それで学校に持ってくるということですか。

課長：　　　　　　　当日の朝なのか、前日の夜なのかは分りませんが、コンビニ弁当の中身を移し変えて持ってくるという実態はあると聞いています。

教育長：　　　　　　例えば登校途中に買ってということではないんですね。

課長：　　　　　　　そうです。

教育長：　　　　　　お金の管理という点から、コンビニ弁当を途中で購入するというのは、実施しないほうが良いんじゃないかということでよろしいでしょうか。一応ここでは教育委員さんの考えはこうですよということで、学校に投げかけてみるということですから、ご意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

委員：　　　　　　　私は先ほどお話したように、やはり１つパンならパンの軽減策でやってみるのが、保護者にとってはわかりやすくて良いかと思うので、できればパンだけの方に最初はやっていただきたいなと思います。課長が説明してくださった内容は分かるんですけど、最終的にアンケートを取って、どちらの方が多いかということで判断するということもあるんですけど、そうなったときに公平かと言ったら公平じゃないと思うところがあるので、できたら１つずつにしていただけたらわかりやすくて良いかなと思います。

教育長：　　　　　　まず最初にやるのはパンということですね。他の委員さん、どうでしょうか。

委員：　　　　　　　子ども達が学校へ行くときの動線として、駅の南側から来る子達は、良いんですけど、城北地区の子ですとか岩地区の子ども達、駅を通って湯河原方面のコンビニに行かなくてはいけないんですよね。その動線的にもいつもより少し早く出れば良いんでしょうけど、朝、物を買うという時間の確保はどうなのかなと、結構、忙しい中で子ども達は動いている。朝練にしろ始業の時間にしろ、プラスアルファの時間が学校生活に影響が出ないのかな、大丈夫なのかなと、コンビニで買う云々ということも、弁当を買うということもそうなんですけど、遅刻が多くなるなとかそういうことも1つ懸念されるなと、それよりも当面はパン対応で校内で済まされるというようなところで対応してみたらどうでしょうか。

教育長：　　　　　　ありがとうございました。では、次のような形で決を取りたいと思います。１番の購買制実施については、最終的に決を取ります。２番のことにつきましては、今、委員の皆様から出された意見をまとめて、もう一度、学校の方と検討するという形で、検討結果については再度協議事項にするか、または報告にするか、形は分かりませんが、何らかの形でまたお返しをしていきたいと思います。よろしいでしょうか。では、中学校弁当に係る負担軽減策について１番の購買制の実施について、お認めいただける方は挙手をお願いします。

全委員：　　　　　　(全員挙手)

教育長：　　　　　　全員賛成です。では、１番の購買制実施については、提案されたような形で今後進めていっていただきたいと思います。案の字をお消し下さい。

　　　　　(３)　　　学校教育のあり方検討会について

教育長：　　　　　　資料３をご覧下さい。真鶴の学校教育あり方検討会計画（案）。まず1番は検討会の主旨です。急速な少子化の進展の中で学校の小規模化という真鶴の学校教育は今までに体験したことのない時代に入ろうとしている。小学校が１クラス・中学校が１クラスという状況が間近に迫っています。このような流れの中でも、今を生きる子どもにとっても、これからを生きる子どもにとっても、より良い教育となることを目指していきたい。そのためにも今までの真鶴の教育が作り上げ積み上げてきたものを尊重しながらも、これからの町の姿を見通し、これからの真鶴の学校教育のあり方を多くの知恵と経験を集める中で検討していくことが必要な時を迎えている。このような趣旨であり方検討会を設置しようと考えています。

　　　　　　　　　　検討会について説明をします。（１）目的、今後の真鶴の学校教育のあり方を検討する。（２）委員の構成、①有識者②公募町民③保護者代表④校長会代表⑤保育会代表⑥教育委員代表⑦その他教育長が必要と認める者。今話しました①から⑥の委員はそれぞれ２名程度を考えております。この委員構成の下にあります但し書きですけど、検討の必要に応じてこの委員さんによる部会も構成していきたいと考えております。（３）検討の柱は３つあります。柱①「今までの真鶴の教育が作り上げ積み上げてきたもの」の確認と情報共有。今までこういうことをしてきましたというものを確認してお互い同じ情報を共有していく。柱②「これからの町の姿」の確認と情報共有。今色々な形で数年前から地方創生等の委員会の中で統計的な資料とかそういうものが出されております。そういうものを基にしてこれからの町の姿の確認と情報共有をしていく。柱③、①②の情報をお互いに共有するということを土台として、そこで柱③として「これからの真鶴の学校教育のあり方」の検討という３つの柱で考えています。それで柱③「これからの真鶴の学校教育のあり方」の検討の内容です。これは（４）に示しています。内容①どんな子どもを育てていくのか。これからの真鶴の教育の中で私たちはどんな子どもを育てようとしているのか、育てていくべきなのか、ということを検討します。内容②内容①を基にして、教育内容に関することで、これは学習指導要領との関連がありますが、特に充実させること・重点とすることまたは特色とすること、この辺について検討していく。内容③組織に関すること。学校組織の在り方ということでこの内容を進めていくためにどういう組織が望ましいのかという学校組織の在り方です。ここでは今まで幼・小・中または小・中のそれぞれの施設は別々の場所にありますが、一貫教育という視点で行ってきました。そのようなことから組織を考えたり、具体的に学校運営の組織ということまで踏み込んで考えていきたいと思います。内容④その他ということになります。内容①②③をやっていく中で、このことについては是非検討した方がいいだろうと言うことをそこに入れていく予定でおります。

　　　　　　　　　　資料２ページ裏側になります。検討会開催の予定ですが、検討は平成31年度及び32年度を予定しております。大まかな目安としては１回目は検討の柱①今までの真鶴の教育が作り上げてきた物の確認とそれの情報共有ということです。２回目は検討の柱②としてこれからの町の姿の確認と情報共有ということ。３回目からいわゆる本格的な検討に入りまして、先ほど説明しました検討内容の①から④に基づいて協議をしていく。一応１つの検討内容については２回の検討会を予定しております。（３）で順調にいって11回目辺りで検討の中間まとめをして、その後何らかの形でパブリックコメントを実施し、最後に最終まとめを行う。12回の予定でおります。これについては検討内容とかそういうことによって若干前後すると捉えて下さい。

　　　　　　　　　　４番その他。（１）は幼児教育の扱いということで、小学校・中学校だけでなくて幼児教育についても考えていこうというふうに考えております。その根拠として幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携方認定こども園教育・保育要領は全て施設の特徴は違っていても「幼児教育」の視点で内容に整合性が図られているということになっています。そういう意味からも、理由のところにもありますように「保育」と「教育」の視点ではなくて「幼児教育」という視点から就学前の時期の教育について考えていく。それが全ての幼児に同じ質の幼児教育を受けさせることに繋がっていくということで、この幼児教育ということについても考えてまいりたいと思っています。そういう意味で保育会の代表の人にも入っていただこうと考えています。その他の（２）です。今回はあり方検討会の計画を示しましたが、今後は検討会の設置、どんな検討にしていくかという計画については、今後の教育委員会の定例会に提示して色々ご意見をいただきたいと思っております。それが要綱のような形になるのか、他のような形になるのか。これはもう少し設置に関する計画を具体的に進める中で明らかになると思いますが、何らかの形で定例会の方に上程をしてまいりたいと思います。

　　　　　　　　　　補足については検討会に予定する資料ということで、このような資料を基に検討会を進めていこうというふうに考えております。以上です。色々な立場からのご意見・ご質問をお願いします。では、まず１ページの検討会の主旨についてご質問等がありましたらお願いします。

委員：　　　　　　　趣旨のところを読ませていただいて、これを読むと真鶴町の学校教育に新しいものを作っていくというように捉えられると思うんですけど、このように受け取られても良いということでいいんですか。

教育長：　　　　　　検討の柱の①にありますように、今までの教育が積み上げてきたものというものを土台にして考えていこうとおもっておりますので、内容によっては、これはとても大切なことをやってきたので更に充実させていこう、更に継続させていこうというのもあるかと思います。でも、これについてはやはりこれからの真鶴の町の姿とか子どもの状況ですね。踏まえてきちんと新たにやっていかなくてはいけないものもあるだろうというふうに考えていますので、ここについては継続するものも更に重点にしてやっていくものもあるだろうし、新たにやっていくものもあるだろうというふうに考えておりますので、そこの捉え方についてはとにかく新しいことだけを、今までのものを全部変えて新しいことだけやっていこうというものではないということです。他によろしいでしょうか。では、２番の検討会・それから裏側も関係していますので３番の開催の予定、ここでご質問やご意見があったらお願いします。いかがでしょうか。

委員：　　　　　　　パブリックコメントいうのがよくあるんですけど、これは何のためにやるのかなというあたりのことを教えていただいて、それで、これは11回目と12回目の間にやるという訳じゃない、そういう捉え方で良いんですか。

教育長：　　　　　　まず、中間まとめに対してのパブリックコメントをいただいて、それをどこまで反映するかというのは、また検討しなくてはいけないと思うんです。パブリックコメントに出たことを全部最終まとめに入れることは考えていません。やはり検討会の中で、反映をさせようとか、このように考えた方が良いんじゃないかとかいうことでやっていきますので、そんな形でパブリックコメントを具体的に進めていきたいと、やはりこれからの真鶴の学校教育の在り方を検討するというのは、非常に今後の真鶴の教育にとっては大事なことですので、ですから委員の方も色々な立場の方をと考えていますが、でもやはり多くの方に、この検討の中間まとめを知っていただき、それでご意見もいただいて、先ほど言ったように、反映できるものは検討して最終まとめに入れていくというふうに考えていますので、やはりできるだけ多くの方にご意見はという気持ちでパブリックコメントを入れました。

委員：　　　　　　　もう1つ、細かいことなんですけど、検討内容の組織のところに一貫教育という名称が入っているんですけど、そうすると一貫教育というのも1つの話題として出てくるのかなと思うんですけど、その一貫教育を実施している学校の視察とかそういうことはあるんですか。

教育長：　　　　　　これは検討の経過の中で必要な場合には入れていく必要があるなというふうに考えております。他にご質問、ご意見がありましたらお願いします。では、資料の４番その他についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。では、全体を通してご質問、ご意見がありましたら最後に伺いたいと思いますけどいかがでしょうか。よろしいですか。では、真鶴の学校教育の在り方検討会計画についてご承認いただける方は挙手をお願いします。

全委員：　　　　　　(全員挙手)

教育長：　　　　　　全員賛成です。では案の字を消して下さい。以上で３つの協議事項を終わります。

報告事項：　　　　　施設の月別利用状況、事業計画等を説明

教育長：　　　　　　以上をもちまして。真鶴町教育委員会10月定例会を終わりにします。